

大分県土木建築部建設工事等設計図書等電子閲覧実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子入札システムを利用して大分県土木建築部が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）ならびに建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の競争入札または随意契約に係る電子閲覧の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 閲覧に供する仕様書（特記仕様書を含む）、図面、設計書、現場説明資料、質問回答書および見積りに必要な資料をいう。
- (2) 電子閲覧 設計図書等の全部または一部を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において閲覧または取得することをいう。
- (3) 電子データ 設計図書等を電子ファイル化したものをいう。

(電子閲覧に供する建設工事等)

第3条 電子閲覧に供する建設工事等は、大分県土木建築部が発注する建設工事等のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子入札システムを利用して、競争入札または随意契約に付する建設工事のうち、設計図書等の電子化が可能なもの（設計金額・工種は問わない）。
- (2) 電子入札システムを利用して、競争入札または随意契約に付する建設コンサルタント業務等。

(電子データの作成)

第4条 前条の規定により対象となった建設工事等に係る電子データは、建設工事等の設計担当者が作成し、入札公告公表担当者または指名結果公表担当者、見積依頼通知書発行担当者（以下「工事経理担当者」という。）へ提出するものとする。

- 2 電子データは基本的にドキュワークス文書（XDW）もしくはポータブルドキュメントフォーマット（PDF）で作成する。ただし、必要な場合はエクセルワークシート（XLS）やドキュメントファイル（DOC）、テキストファイル（TXT）で作成してもよい。
- 3 作成する電子データの用紙サイズは、A3版以内のサイズとなるよう調整する。

(電子閲覧の実施方法)

第5条 工事経理担当者は、前条により提出があった電子データを、一般競争入札にあっては入札公告、指名競争入札にあっては指名結果通知、随意契約にあっては見積依頼通知に記載された閲覧期間にあわせて、電子入札システムへ掲示し電子閲覧

に供するものとする。なお、電子データの掲示場所については、競争入札に付する案件は公告（入札注意事項）を『案件情報』に掲示するほかは、全て『設計書等閲覧』に掲示する。ただし、WTO該当案件については、全ての電子データを『案件情報』に掲示する。また、随意契約に付する案件は全ての電子データを『設計書等閲覧』に掲示する。

- 2 電子データおよび他に添付する書類等データの全容量の合計が50メガバイトを超えるときは、50メガバイトを超えない範囲で電子データの一部を電子閲覧に供し、設計図書等全部は別途紙閲覧等を行うものとする。
- 3 電子閲覧に供する場合であっても、発注者が必要と認める場合は従来どおりの紙による設計図書等を準備し、紙による閲覧を併用して行うことができるものとする。
- 4 第1項の規定により電子閲覧に供した場合において、閲覧希望者から申し出があったとき、または第2項の規定により電子データの一部しか電子閲覧に供さないときは、設計図書等全部の電子データを保存した電子媒体（CD-R等書換えできない媒体）の貸出し等を行うことができるものとする。
- 5 落札者が決定したときは請負契約締結までに、設計図書等全部の電子データを電子媒体（CD-R等書換えできない媒体）にて、落札者へ渡すものとする。
- 6 著作権や意匠権、特許権などで保護されており、電子閲覧に供することが不相当と認められる図面等が設計図書等に含まれる場合は、設計図書等の一部もしくは全部を電子閲覧に供さず、紙閲覧等を行うものとする。

（電子閲覧の周知）

第6条 電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札においては入札公告により、指名競争入札においては指名通知等により、随意契約においては見積依頼通知等により行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附則

この要領は、平成24年3月1日から施行し、同日以後に起案する工事・委託について適用する。

この要領は、平成27年4月1日に改定し、同日以後に起案する工事・委託について適用する。